

第3章

プランの内容

第3期となるプランの取り組みについて、5つの基本目標ごとにその考え方を示します。

- 基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成
- 基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり（女性活躍推進計画）
- 基本目標3 男女がともに参画できる仕組みづくり
- 基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援（DV防止計画）

基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成

男女がともに男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、固定的性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識づくりが重要です。また、男女共同参画の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育によって次代を担う子どもたちの男女共同参画意識を育むとともに、生涯にわたって家庭や学校、地域などのあらゆる場において男女共同参画を推進する教育や学習を実施することが重要であり、効果的な取り組みであるといえます。さらに、さまざまな情報を得ることができる環境において、その情報を選択し、読み解く能力を備え、適切な活用をすることも重要です。

基本方針1 男女共同参画に関する意識啓発

市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙・ウェブサイトなど多様な情報媒体や学習機会を活用し、幅広い年齢層に対して身近で分かりやすい意識啓発を実施します。

施策の方向① 男女共同参画のための広報・啓発の推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|--------------|
| 1 | 市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて、市民の固定的性別役割分担意識の払拭や男女共同参画への理解を深めます。 | 人権推進課 秘書課 |
| 2 | 男女共同参画に関する講演会やフォーラム等を実施し、市民の男女共同参画の意識形成を図ります。 | 人権推進課 |
| 3 | 男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が深まるよう啓発します。 | 人権推進課 |
| 4 | 近隣の大学と連携して、学生に向けた男女共同参画の講座を企画、実施します。 | 人権推進課 |

施策の方向② 男女共同参画に関する情報収集・情報提供

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-----------------------|
| 5 | 男女共同参画に関するパンフレット、DVDなどの資料や教材の充実を図るとともに、貸し出し等を行い、積極的な情報提供を推進します。 | 人権推進課 図書館課 関係各課 |
| 6 | 定期的に調査をすることで男女共同参画に関する市民の意識を把握し、施策を進めていく基礎資料とします。また、その結果を市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて情報提供に努めます。 | 人権推進課 |
| 7 | 市の行政内部において、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。 | 人権推進課 関係各課 |
| 8 | 国や大阪府、その他の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。 | 人権推進課 関係各課 |

基本方針2 男女平等教育などの充実

子どもたちが学習や日常生活において男女平等意識を確立できるよう、学校や保育園、幼稚園において適切な学習内容による指導を実践していくとともに、保護者等を通して男女平等や男女共同参画について学べるよう、家庭教育学習の機会や相談の場の充実に努めます。市の施策の策定や実施においては、男女共同参画の視点から点検、企画及び運用できるよう、また、学校や保育園、幼稚園においては、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施します。

施策の方向① 学校教育における男女平等の充実

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|---------------|
| 9 | 固定的性別役割分担意識にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばし、主体的に学べる保育と教育を行います。 | こども課 学校教育課 |
| 10 | 子どもたちが人権の尊重や男女平等などの意識を育むことができるよう学校園において指導します。 | こども課 学校教育課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 11 | 児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 12 | 小・中学校における男女共生教育や、男女共同参画の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供を行います。 | 人権推進課 |

施策の方向② 生涯学習における男女平等の推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|---|
| 13 | 各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。 | 市民協働ふれあい課 人権文化センター 陵南の森公民館 青少年児童センター |
| 14 | 地域社会における男女共同参画の推進や家庭教育の向上などを図るため、各種団体を支援します。 | 社会教育課 |
| 15 | 親と子の関係や子育てについて学ぶ「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。 | 社会教育課 |

施策の方向③ 職員研修の充実

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-----------------------|
| 16 | 男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための研修を職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。 | 人事課 |
| 17 | 男女共同参画について正しい理解と認識を深め、教育活動内における男女共生の視点を育むための研修を教職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。 | 学校教育課 |
| 18 | セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。 【再掲】No.118(5-1-①) | 人事課 学校教育課 人権推進課 |

基本方針3 メディアにおける人権の尊重

市の広報紙や出版物において、男女の人権を尊重した表現を推進するとともに、事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動においても、男女共同参画の視点に立った表現を進めていくよう働きかけていきます。また、市民に対し、学校教育や生涯学習を通じてメディア・リテラシーの向上を図ります。

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った表現の推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|----------------------|
| 19 | 市の刊行物やウェブサイトなどにおいて、男女共同参画の視点で確認し、固定的性別役割分担意識にとらわれない表現を推進します。 | 人権推進課 秘書課 関係各課 |
| 20 | 市の広報活動や市民活動等において、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを市のウェブサイトなどで周知します。 | 人権推進課 |

施策の方向② メディア・リテラシーの向上

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|--------------------|
| 21 | 学校教育の場を通じて、児童・生徒のメディア・リテラシーの育成に努めます。また、教職員への研修等の実施により、最新の情報教育の整備を図ります。 | 学校教育課 |
| 22 | 生涯学習・文化振興の場を通じて、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを推進します。 | 市民協働ふれあい課 社会教育課 |

【基本目標 1 計画指標】

| No. | 項目 | 策定時 | 目標 平成 38 年度 |
|-----|-----------------------------|-----------------|----------------|
| ① | 固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合 | 57.5% | 63% |
| ② | あらゆる分野において男女が「平等である」と思う人の割合 | 18.9% (社会全体) | 23% |
| ③ | 男女共同参画社会基本法を知っている人の割合 | 53.2% | 58% |
| ④ | 羽曳野市男女共同参画推進条例を知っている人の割合 | 19.7% | 25% |
| ⑤ | 羽曳野市男女共同参画推進プランを知っている人の割合 | 14.5% | 20% |

基本目標 2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり

(女性活躍推進計画)

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要です。ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう施策の充実を図るとともに、労働関連の各種法令についての周知及び情報提供を行うことで制度の理解を促し、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりが重要です。

基本方針 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例などを広報紙等に掲載するなど、情報提供・啓発を実施し、事業主に対しては、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取り組み事例などの情報提供を行います。また、労働関連の各種法令についての周知及び情報提供を行い、制度の理解を促すとともに、利用促進に向けた啓発を行います。

施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発・促進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|----------------------|
| 23 | 市民や事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行い、啓発を推進します。 | 人権推進課 産業振興課 |
| 24 | 大阪府の啓発冊子等を活用し、事業主の妊産婦に対する健康配慮義務について周知します。また、職場における母性健康管理に関する相談窓口についての周知を図ります。 | 産業振興課 |
| 25 | ワーク・ライフ・バランスのメリットや事業主の取り組みなどを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、事業主のワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。 | 人権推進課 |
| 26 | 市の職員及び教職員のワーク・ライフ・バランスに関する認識を深めるため、研修を実施します。 | 人事課 学校教育課 関係各課 |

施策の方向② 労働関連各種法令の周知・啓発

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-----------------------|
| 27 | 市民や事業主に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）の周知及び情報提供を行います。 | 人権推進課 産業振興課 |
| 28 | 市の職員に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）に関する研修を実施するなど周知を図ります。 | 人事課 人権推進課 産業振興課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 29 | 男女がともに休暇を取得しやすい社内風土が醸成されるよう、市民や事業主に対して、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、利用促進に向けた啓発を行います。 | 産業振興課 |

基本方針2 女性の活躍推進

女性の活躍を推進するため、女性のエンパワメントを図るとともに、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備講座や自分の個性やキャリアを活かして起業をめざす女性に対するガイダンスなど、各々のニーズに応える施策の充実を図ります。また、女性活躍推進の観点から、女性職員の採用・登用の拡大や、ワーク・ライフ・バランスの推進について、職場のモデルケースとなるよう取り組みます。

施策の方向① 女性のエンパワメント

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|---|
| 30 | 市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて、女性活躍推進法の周知を図ります。 | 人権推進課 産業振興課 |
| 31 | 各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワメントを支援する学習機会を提供します。 | 市民協働ふれあい課 人権文化センター 陵南の森公民館 青少年児童センター |
| 32 | 関係機関、団体等との連携により、女性の就労や再就職をテーマとした講座を開催します。 | 人権推進課 産業振興課 |
| 33 | 関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談窓口や就労に関する情報の提供に努めます。 | 産業振興課 |
| 34 | 男女共同参画の推進や、女性をめぐるさまざまな問題に取り組む市民団体の育成を図るとともに、団体間の交流を促進します。 | 人権推進課 市民協働ふれあい課 社会教育課 |

施策の方向② 人材育成の充実

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|----------------|
| 35 | 主に女性を対象とする講座に就労や再就職に必要な実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民への周知に努めます。 | 人権推進課 産業振興課 |
| 36 | 女性を対象とする講座などの人材育成事業に関する情報を市民に周知し、参加につなげることで女性の人材育成に努めます。 | 人権推進課 |

施策の方向③ 女性の起業に関するフォローアップの実施

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|------------------------------------|-------|
| 37 | 各種講座において、女性の起業に関する学習機会や情報の提供に努めます。 | 人権推進課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-----|
| 38 | 女性の起業者やこれから起業をめざす市民を対象に、経営に関する相談などのフォローアップ支援を実施します。 | 観光課 |

施策の方向④ 女性職員の登用推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------------|
| 39 | 仕事と家庭生活の両立ができる職場のモデルケースとなるよう、市の関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。 | 人事課 関係各課 |
| 40 | 女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任については、引き続き、個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。 | 人事課 |
| 41 | 女性職員の政策・方針決定への参画を推進するため、スキルアップを支援する研修等への参加を促進します。 | 人事課 |
| 42 | 教職員の女性管理職の増加、主任等への積極的な活用により、学校における方針決定の場への女性の参画を推進します。 | 学校教育課 |

基本方針3 働く場における男女共同参画の促進

すべての人が個性や能力を十分に発揮し、充実した職業生活が送れるよう意識の改善はもとより、事業主に向けて、雇用や就労環境の向上のための啓発及び支援に努めます。また、就業や再就職などに対する支援策の充実や、多様な働き方に対応した情報提供に努めます。

施策の方向① 労働条件向上のための啓発の促進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 43 | 事業主に対して、性別によって能力や役割を判断することなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発を推進するとともに、取り組む企業の紹介など効果的な推進を図ります。 | 産業振興課 |
| 44 | 事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。 | 産業振興課 |

施策の方向② 就労環境の整備と支援

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 45 | 賃金や労働条件などの就労実態の把握に努め、就労環境の整備に関する課題解決への取り組みを推進します。 | 産業振興課 |
| 46 | 事業主や労働者に対して、育児・介護休暇の取得や職場復帰がしやすい環境づくりに努めるよう啓発を推進します。 | 産業振興課 |
| 47 | 農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定*締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。 | 産業振興課 |

施策の方向③ 職業能力の開発・向上

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 48 | 大阪府や関連機関と連携し、再就職支援講座などの学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。 | 産業振興課 |
| 49 | ひとり親家庭が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。 | こども課 |
| 50 | 個々のひとり親家庭の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。 | こども課 |

施策の方向④ 多様な就労形態への支援

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|---------------|
| 51 | 多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実に努めます。 | こども課 |
| 52 | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどさまざまな保育サービスや、留守家庭児童会などの充実に努めます。 | こども課 社会教育課 |
| 53 | 「高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実に努めます。 | 高年介護課 |
| 54 | 事業主に対して、パートタイム労働法、労働者派遣法などの法制度の周知、啓発に努め、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の向上に努めます。 | 産業振興課 |
| 55 | 大阪府や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。 | 産業振興課 |

【基本目標 2 計画指標】

| No. | 項 目 | 策定時 | 目標 平成 38 年度 |
|-----|--------------------------------|-------|----------------|
| ⑥ | 「ワーク・ライフ・バランス」ということばを知っている人の割合 | 48.5% | 55% |
| ⑦ | 育児・介護休業法を内容まで知っている人の割合 | 30.0% | 35% |
| ⑧ | 管理的地位に占める女性職員の割合 | 24.3% | 30%以上 |
| ⑨ | 役職段階（主査級以上の職員）に占める女性職員の割合 | 33.3% | 38%以上 |

基本目標 3 男女がともに参画できる仕組みづくり

あらゆる分野に参画する権利と義務は、男女共に有しており、政策・方針決定過程への参画についても同じことが言えます。しかし、女性の登用率は未だ低いことから、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を進めることが重要です。

基本方針 1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市の審議会等の性別による参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。特に、女性委員がいない審議会等に関しては、積極的な女性の登用を進め、また、審議会等の構成員が男女いずれか一方に偏らないよう働きかけます。

施策の方向① 審議会等への女性の登用推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|------|
| 56 | 審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 | 全部局 |
| 57 | 各種計画策定時には、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見を反映していきます。 | 関係各課 |

基本方針 2 地域活動への男女共同参画の促進

地域での自治会活動やまちづくりにおいて、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的性別役割分担意識や差別意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりを進めていきます。また、地域活動における女性役員の登用を働きかけます。

施策の方向① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動への参画促進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------------------------------------|
| 58 | 市民活動や市民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。 | 市民協働ふれあい課 関係各課 |
| 59 | 多くの市民が性別に関わらず、地域活動や市民活動に参画できるよう、意識啓発、人材育成などの環境づくりを進めます。 | 市民協働ふれあい課 関係各課 |
| 60 | 自治会やPTA、ボランティア団体やNPOにおいて、地域活動のリーダーとしての役割を担う女性の人材を育成するため、研修会等の案内や男女共同参画に関する啓発活動を行います。 | 市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 関係各課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|--|
| 61 | 地域での相談対応や見守り、地域活動の担い手である各種団体が男女共同参画に対する正しい認識を深めるため、さまざまな情報の提供に努めます。 | 人権推進課 関係各課 |
| 62 | エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。 | 防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課 環境衛生課 関係各課 |

【基本目標3 計画指標】

| No. | 項 目 | 策定時 | 目標 平成 38 年度 |
|-----|------------------|-------|----------------|
| ⑩ | 審議会等における女性の委員の割合 | 20.2% | 33% |
| ⑪ | 女性委員のいない審議会等の割合 | 44.0% | 30% |

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じた健康づくりに関する支援や男女が家庭や地域、働く場などに参画しながら安心して子育てができる体制づくり、高齢者、障害者への福祉サービスの充実、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。

また、さまざまな困難を抱える人やひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、性意識の違いによる生き方の違いや国籍の違いによる文化の違いに対する理解促進、さらに、防災などにおける災害時の支援を充実させるなど、男女共同参画の視点を持ち、市民一人ひとりが自分らしく健やかに暮らせるまちをつくることも重要です。

基本方針1 生涯を通じた健康支援

女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）について啓発するとともに、エイズや性感染症等の対策を進めていきます。また、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図ります。さらに、市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、生活習慣病予防などさまざまな情報提供や健康相談事業を実施し、男女の性差に応じて主体的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

施策の方向① 性に関する情報提供と性教育の推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|----------------|
| 63 | 女性が自分自身の健康について、管理、決定できるよう、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及、啓発及び情報提供に努めます。 | 人権推進課 健康増進課 |
| 64 | 男女がお互いの性について、尊重することができるよう、パンフレットやリーフレットの作成及び配布、または、各種講座、講演会を開催するなど性と人権に関する意識啓発を推進します。 | 人権推進課 社会教育課 |
| 65 | 市民がHIV/エイズや性感染症について正しく理解するとともに、差別や偏見をなくし、また、感染の予防についての啓発に努めます。 | 健康増進課 |
| 66 | 児童・生徒が、性に関することやHIV/エイズ、性感染症について正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 67 | 中学生が保育園や幼稚園で乳幼児とふれあう中で命の大切さなどを学ぶ取り組みを推進します。 | こども課 学校教育課 |

施策の方向② ライフステージに応じた健康づくりの推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|----------------|
| 68 | 「健康はびきの 21 計画」に基づき、一人ひとりが健康について考えるとともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。 | 健康増進課 |
| 69 | 疾病の一次予防の取り組みや早期発見により、市民の健康づくりを支援するため、各種健診（検診）などの普及に努めます。 | 健康増進課 |
| 70 | 生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、健康相談等を行います。 | 健康増進課 |
| 71 | 妊婦に対し、母子健康手帳（親子手帳）配付時に、併せて母性健康管理指導事項連絡カードを配付します。 | 保険年金課 健康増進課 |
| 72 | 妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後に交流できるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。 | 健康増進課 |
| 73 | 乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療を図るため、乳幼児健診等を実施します。また、乳幼児の健全な育成を図るため、保護者に成長、栄養、育児に対する保健指導相談を実施します。 | 健康増進課 |
| 74 | 喫煙による健康被害及び受動喫煙による健康への影響についての正しい知識をライフステージに応じて普及、啓発します。 | 健康増進課 |
| 75 | 児童・生徒の喫煙や飲酒、薬物乱用等については、違法行為であるだけでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭、地域、関係諸機関及び学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等で継続的な指導の徹底を図ります。 | 健康増進課 学校教育課 |

基本方針 2 子育てに関する支援

子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援事業の充実を図ります。また、子育ての悩みや不安の解消を図るため、子育て支援センターや子育てサロンなど地域の子育て支援拠点施設において、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供するとともに、子育ての情報提供や相談体制の充実を図ります。

施策の方向① 子育て支援の充実

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|------|
| 76 | 「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。 | こども課 |
| 77 | 地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実及び連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やウェブサイト、冊子などのさまざまな媒体を用いて広く市民に提供します。 | こども課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|------------------------|
| 78 | 子育てをサポートしてほしい人とサポートしたい人が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進することにより、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を図り、子育て支援を行います | こども課 |
| 79 | 地域の親子の交流を図り、さまざまな遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会を持つなかで子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。 | こども課 |
| 80 | 保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関するさまざまな悩みや不安に適切に対応できるよう、保健師や保育士、栄養士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。 | 健康増進課 |
| 81 | ひとり親家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供の充実を図るとともに、福祉資金の貸付や就労支援等を行います。 | こども課 |
| 82 | 子育てに関する事業について、男性が参加しやすいよう工夫するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。 | こども課 健康増進課 |
| 83 | 男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、育児に関する講座等の開催に努めます。 | 人権推進課 こども課 健康増進課 |
| 84 | 家事、育児など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。 | 人権推進課 |

基本方針3 高齢者や障害者への支援

高齢者や障害者、そしてその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図ります。また、介護を担う家族の負担を軽減し、家庭生活や仕事等を両立できる環境の整備を図ります。

施策の方向① 高齢者の福祉・就労の充実

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|---------|
| 85 | 「高年者いきいき計画」などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービス、就労等支援の充実を図ります。 | 高年介護課 |
| 86 | 地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。 | 地域包括支援課 |
| 87 | 人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、認知症高齢者に関する対策など総合的な施策を推進します。 | 地域包括支援課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|---------------------------|
| 88 | 高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 | 地域包括支援課 関係各課 |
| 89 | 高齢者を介護している家族等（介護者）を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実を努めます。また、介護者が問題を抱え込まないよう、相談窓口や専門機関で適切な支援が受けられる体制の整備を進めます。 | 地域包括支援課 |
| 90 | 高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。 | 地域包括支援課 関係各課 |
| 91 | 家事、介護など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。 | 人権推進課 |
| 92 | 男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、介護に関する講座等の開催に努めます。 | 人権推進課 地域包括支援課 健康増進課 |
| 93 | 市広報紙の点字、録音版、市ウェブサイトの音声版など、高齢者に配慮した情報提供に努めます。 | 秘書課 |
| 94 | 地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、地域において、見守り支えるネットワークの取り組みを進め、女性や特定の人に偏らない介護を考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。 | 福祉総務課 地域包括支援課 |
| 95 | 高齢者が主体的な選択と判断のもと、地域社会とのかかわりをもちながら多様な活動へ積極的に参加できるよう、情報の提供、相談助言などを行い、生きがいづくりを促進します。 | 福祉支援課 関係各課 |
| 96 | シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。 | 福祉支援課 |

施策の方向② 障害者の福祉・就労の充実

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|----------------|
| 97 | 障害者総合支援法及び「羽曳野市障害者計画及び羽曳野市障害福祉計画」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の推進を図ります。 | 福祉支援課 |
| 98 | 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や、障害者が気軽に相談できる相談支援機関の整備を図ります。また、就労支援の充実については、庁内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。 | 福祉支援課 |
| 99 | 障害者の生活に関する相談窓口を設置することで、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備します。また、講座やリーフレットの配布、市広報紙への掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進します。 | 福祉支援課 |
| 100 | 障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療養、教育的支援を行います。 | こども課 学校教育課 |
| 101 | 関係機関との連携を図り、障害者の職業能力開発訓練や相談の実施、就労情報の提供など、総合的な就労支援に努めます。 | 福祉支援課 産業振興課 |

基本方針4 さまざまな困難を抱える人への支援

個々の抱える問題の多様化により、障害のあること、在住外国人であること、アイヌの人々であること、部落問題等に加え、女性であることでさらにさまざまな困難を複合的に抱える人への支援が必要であることから、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体等が密接に連携し、情報提供や相談など総合的な支援を実施していきます。

また、すべての市民において、性的指向*や性同一性障害*を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるため、性的少数者（性的マイノリティ）、LGBTに関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図り、学校教育の場においても、性について学ぶ機会を通して、さまざまな性を尊重する意識を育てる教育に取り組んでいきます。

施策の方向① すべての人にやさしいまちづくり

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|------------------------|
| 102 | さまざまな困難を複合的に抱える人の相談体制の充実を図ります。 | 人権推進課 関係各課 |
| 103 | リーフレットの活用、講座の実施により、性の多様性に関する啓発を推進します。 | 人権推進課 |
| 104 | 児童・生徒が性の多様性について、正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 105 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいよう、公共施設や交通機関の整備、改善に努めるとともに、事業者への指導、助言に努めます。 | 道路公園課 建築指導課 関係各課 |

基本方針5 多様な文化への理解と交流の促進

日本に住む外国人が安心して暮らすことができるよう、多様な文化への理解と交流の促進を図ります。また、関係団体との連携のもと、日本語教室の開催や、外国人向けの生活情報・防災情報の提供など、在住外国人の生活に関する支援を実施していきます。

施策の方向① 多様な文化への理解と交流の促進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-----------|
| 106 | 男女共同参画についての国際的な取り組みなどに関する学習機会や情報の提供を推進します。 | 人権推進課 |
| 107 | 市民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化を促進するための各種事業を推進します。 | 市民協働ふれあい課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|--|
| 108 | 市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活することができるよう、多言語による行政情報の提供や各種相談窓口の整備、また、識字教育の実施や市民公益活動団体が実施する日本語教室への支援などを推進します。 | 市民協働ふれあい課 社会教育課 関係各課 |
| 109 | 市広報や災害時緊急情報など市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行います。 | 秘書課 防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課 関係各課 |

基本方針 6 防災などにおける男女共同参画の推進

男女のニーズの違い、高齢者・障害者など多様なニーズに配慮し、性別や年齢にかかわらず自主防災組織や地域での防災活動への参画を促すことで災害時の備え、避難所運営のあり方などに男女共同参画の視点を活かすよう取り組んでいきます。

施策の方向① 地域の自主防災・減災活動における男女共同参画の促進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------------------------------------|
| 110 | 防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別や年齢等に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。 | 防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課 関係各課 |
| 111 | 地域の自主防災活動においても、性別で役割を固定することなく災害時に配慮を要する人々も含め、防災に関連する訓練等を促進します。 | 防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課 |
| 112 | 多様なニーズを防災対策へ反映させるため、防災会議での女性委員の割合を高めるよう努めます。 | 防災企画課 災害対策課 |
| 113 | 男女共同参画の視点を踏まえた各種災害対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂します。 | 防災企画課 災害対策課 |
| 114 | 性別や年齢等にかかわらず、高齢者・障害者など多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう地域の自主防災活動における男女共同参画を推進し、平常時から性別に固定されない防災に対する知識を有する人材育成に努めます。 | 防災企画課 災害対策課 |

【基本目標 4 計画指標】

| No. | 項目 | 策定時 | 目標 平成 38 年度 |
|-----|---|------|----------------|
| ⑫ | 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」を内容まで知っている人の割合 | 3.1% | 8% |
| ⑬ | 「LGBT」ということばを内容まで知っている人の割合 | 9.6% | 15% |

基本目標 5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援

(DV防止計画)

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざしていかなければなりません。被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制の整備が重要です。また、子どもや高齢者、障害者などへの虐待の対応に向けた取り組みを推進します。

基本方針 1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力（リベンジポルノ*、サイバー・ストーカー等のネット上の暴力を含む）の根絶に向けて、さまざまな情報媒体を活用した情報提供や講座・講演会等による啓発活動に取り組み、DVなどのあらゆる暴力防止への理解を深めるための研修を実施します。

また、DV等被害者に対する相談体制を充実するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討するなど、安全を確保できるよう適切な支援体制を整備していきます。

さらに、デートDVの問題も深刻となっていることから、若い世代への予防教育にも一層取り組んでいきます。

施策の方向① 暴力の予防と根絶のための意識づくり

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------------------------------|
| 115 | ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を推進します。 | 人権推進課 |
| 116 | DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。 | 人権推進課 こども課 |
| 117 | DV防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。 | 人事課 こども課 学校教育課 人権推進課 |
| 118 | DV被害者の二次被害防止を含め、適切に対応するため、関係部署の職員に対して研修や情報提供を行います。 | 人事課 人権推進課 |
| 119 | DV予防教育を通じて、男女が対等な存在であるという意識の形成、暴力を伴わない人間関係の構築を図ります。 | 学校教育課 人権推進課 |
| 120 | デートDVに関する理解を促進するため、教育機関と連携し、啓発を推進します。また、相談窓口の周知を図ります。 | 学校教育課 人権推進課 |
| 121 | 相談に携わる機関に対し、DVをはじめとするあらゆる暴力、虐待に関する認知を促すとともに、専門的な相談窓口等に関する情報提供を行います。 | 人権推進課 関係各課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|------------------------------------|
| 122 | 職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。 | 人事課 人権推進課 市民協働ふれあい課 産業振興課 |
| 123 | セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。 【再掲】No.18(1-2-③) | 人事課 学校教育課 人権推進課 |
| 124 | 学校園における教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。 | 学校教育課 |

施策の方向② 被害者支援体制の充実

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-----------------------------------|
| 125 | DVやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談体制を整備し充実を図ります。 | 人権推進課 関係各課 |
| 126 | 働く女性など平日の昼間に利用しづらい方のために夜間や休日の相談窓口を整備し、充実を図ります。 | 人権推進課 |
| 127 | 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。 | 人権推進課 |
| 128 | DV対応マニュアルを整備し、効果的な対応を図ります。 | 人権推進課 |
| 129 | 早期発見、相談、一時保護までの安全確保、自立支援などの支援を行うため、大阪府女性相談センターや警察をはじめとする関係機関と市の関係部署との連絡調整を緊密に行います。 | 人権推進課 関係各課 |
| 130 | DV被害者支援に関する庁内DV連絡会議を設置し、関係各課との連携を図ります。また、大阪府や警察など外部の関係機関と連携したDV関係機関連絡会議の設置について検討を進めます。 | 人権推進課 関係各課 |
| 131 | 警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。 | 人権推進課 こども課 福祉支援課 地域包括支援課 |
| 132 | 被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳データを使用する関係課間の連携強化を図り、個人情報適正かつ厳重な取り扱いを行います。 | 人権推進課 市民課 関係各課 |

基本方針 2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

子どもや高齢者、障害者などへの虐待の対応に向けた取り組みを進めるため、さまざまな媒体を活用した情報提供や、相談窓口の充実、関連機関との連携強化を図ります。

また、虐待の未然防止や被害者の早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な被害者支援に努めます。

施策の方向① 虐待の早期発見、救済と被害者支援

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-----------------------------------|
| 133 | 児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。 | 人権推進課 こども課 福祉支援課 地域包括支援課 |
| 134 | 要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。 | こども課 |
| 135 | 地域包括支援センターをはじめ、警察などの関係機関と連携した高齢者虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護事業を推進します。 | 福祉総務課 地域包括支援課 |

【基本目標 5 計画指標】

| No. | 項目 | 策定時 | 目標 平成 38 年度 |
|-----|---|-------|----------------|
| ⑭ | DVを正しく理解している人の割合 | 58.7% | 65% |
| ⑮ | DVを受けた経験のある人の割合 | 23.1% | 18% |
| ⑯ | DVを受けたことについてだれにも話さず、相談していない人の割合 | 50.5% | 40% |
| ⑰ | セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントを受けたことについてだれにも話さず、相談していない人の割合 | 19.7% | 15% |